

介護保険法施行規則改正に伴う 川越市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(概要)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和6年4月1日より施行されました。このことに伴い、「川越市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(以下、「条例」と記載)」の一部改正が行われます。

改正の背景

地域包括支援センターは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士(それぞれ準ずる者を含む)の3職種を各1名ずつ配置することが介護保険法施行規則及び条例により定められています。

しかしながら、近年、有資格者を確保することが困難になってきている状況を受け、厚生労働省において人員配置基準の緩和について議論が進められ、改正が行われました。

条例改正の主な内容

- 1 条例に定める常勤の3職種各1名について、いわゆる常勤換算方法によることができる(ただし、地域包括支援センターの運営状況等を勘案して、川越市地域包括支援センター等運営協議会が認めた場合に限る)。
- 2 複数の圏域の高齢者数を合算し、3職種の合計必要人数が確保されていれば、地域包括支援センターによって異なる職種配置とすることができる(ただし、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると川越市地域包括支援センター等運営協議会が認めた場合に限る)。なお、この場合であっても、1つの地域包括支援センターに2職種の配置は必要となる。

※ 裏面参照

改正による影響

令和6年4月1日現在、9か所すべての地域包括支援センターにおいて、条例に基づく3職種の人員は確保されているため、影響はありません。

今後、必要に応じて川越市地域包括支援センター等運営協議会の議事として提案させていただきます。

条例改正の主な内容 2 イメージ図



出所：厚生労働省 令和5年12月22日社会保障審議会介護保険部会(第110回)資料より